二百十万円以上二百二十万円未満	千分の百四十
二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の百三十七
二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の百三十三
二百四十万円以上	千分の百三十

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第五条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（次項において「新算定政令」という。）第五条の規定は、平成二十九年度以後の各年度における国民健康保険組合に対する国庫補助の額について適用し、平成二十八年度以前の各年度における国民健康保険組合に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

2　平成二十九年度における国民健康保険法第七十三条の規定による補助金の額については、新算定政令附則第十五条の規定により読み替えられた新算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた新算定政令第五条（新算定政令附則第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）の規定にかかわらず、同年度における次に掲げる額の合計額とする。

一　新算定政令附則第十五条の規定により読み替えられた新算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた新算定政令第五条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額

二　第五条の規定による改正前の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下この号において「旧算定政令」という。）附則第十三条の規定により読み替えられた旧算定政令第五条（旧算定政令附則第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額

（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第三条　持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第五条第一項及び第五項（これらの規定を同令附則第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「別表第一から別表第三まで」に、「同令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第五条第一項第一号ハの表」を「別表第一」に、「同条第五項第三号ニ⑴の表」を「別表第二」に、「同項第四号の表」を「別表第三」に改める。

附則第三条の三及び第三条の四中「第五条第一項及び第五項」を「別表第一から別表第三まで」に、「同条第一項第一号ハの表」を「別表第一」に、「同条第五項第三号ニ⑴の表」を「別表第二」に、「同項第四号の表」を「別表第三」に改める。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十八号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第二条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び口」の下に「の政令」を加え、「及び同理事会決議第二千二百七十号」を「、同理事会決議第二千二百七十号及び同理事会決議第二千三百二十一号」に改める。

別表一の項（一）中「又は核原料物質」を「若しくは核原料物質又はこれらの製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体」に改め、同表四の項中「及び（三十一）から（三十九）まで」を「、（三十一）から（三十九）まで及び（四十七）」に改め、同項（四）中「試験装置」の下に「若しくは検査装置」を加え、同項に次のように加える。

（四十）	高分子化合物
（四十一）	ミサイル防衛に係る対抗措置サブシステム及び侵入支援装置
（四十二）	金属マンガンのろう付けはく
（四十三）	水圧加工装置
（四十四）	熱処理炉
（四十五）	摩擦かくはん接合装置
（四十六）	ロケット又は無人航空機の空気力学分析及び熱力学分析のためのモデル化に関連する技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体
（四十七）	高速度の撮影が可能なカメラ又はこれを用いた装置（二の項及び三の項並びにこの項（一）から（四）まで、（十七）、（十八）及び（二十六）に掲げるものを除く。）
（四十八）	六以上の車軸を有するトラックのシャシ

別表五の項（四）中「であって軍用に設計したもの」を削り、「又はこれらの部分品」を「若しくはこれらの部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体」に改め、同項（二十二）中「であって軍用に設計したもの又はこれらの附属品若しくは部分品」を「若しくはこれらの附属品若しくは部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体（一の項及び四の項に掲げるものを除く。）」に改め、同項（二十七）中「及び三の項」を「から四の項まで」に改め、同項に次のように加える。